

第 編 その他

20 ~ 25 その他

22 直接国税犯則事件

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数

区 分	前年からの繰越未決件数		本年の起訴数		計		計 の 内 訳					
	外	件	外	件	外	件	有罪件数	無罪件数	公訴権消滅件数	未決件数		
申告所得税	-	4	-	12	-	16	-	12	-	-	-	4
法人税	-	15	-	X	-	X	-	22	-	-	-	X
その他	-	X	-	X	-	X	-	-	-	-	-	X
合計	-	X	-	21	-	X	-	34	-	-	-	X

調査対象：国税犯則取締法に基づいて調査した直接国税犯則事件

調査期間：平成14年1月1日から平成14年12月31日まで

(注) 外書は、控訴審において一審差戻しの判決があり、増加した未決件数を示す。

(2) 有罪事件に係る人員及び金額

区 分	懲役刑を科せられたものの人員	罰		金 額
		人 員	金 額	
	人	内	人(社)	千円
申告所得税	11	11	11	796,000
法人税	14	1	19	194,700
合計	25	12	30	990,700

(注) 内書は、懲役刑が併科された人員数を示す。

(3) 有罪事件の犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税			
該当条項	件 数	該当条項	件 数		
	外	件	外	件	
第238条	-	12	第159条	-	22
第244条	-	-	第164条	18	-
合計	-	12	合計	18	22

(注) 1 この表は、「22(1)起訴件数」の「有罪件数」を違反行為の該当条項別に示したものである。
2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数を示す。